2　参考判例

（2）平成九年二月一〇日宣告　名古屋高裁平成７年（う）第１２７号（判例集未登載）

判　　決

本籍・住居　愛知県〇〇市〇〇町××番地

農　業　　甲　　野　　乙　　男

昭和　　年　　月　　日生

右の者に対する恐喝被告事件について、平成七年三月二九日名古屋地方裁判所が言い渡した判決に対し、原審弁護人から控訴の申立てがあったので、当裁判所は、検察官河野芳雄出席の上審理し、次のとおり判決する。

主　　文

原判決を破棄する。

本件を名古屋地方裁判所に差し戻す。

理　　由

本件控訴の趣意は、弁護人多田元、入谷正章、山崎正夫が連名で作成した控訴趣意書、控訴趣意補充書に、これに対する答弁は、名古屋高等検察庁検察官河野芳雄作成の答弁書に記載のとおりであるから、これらを引用する。

所論は、被告人は、平成五年一一月三日に発症した脳内出血の後遺症により右不全片麻痺、失語症、知能低下等の症状に陥り、同七年三月二九日当時訴訟能力を喪失しており、原審鑑定によっても判決を理解させるためには専門家の協力を得て判決を宣告する必要があると指摘しているのに、原審は、同日第二五回公判期日を開廷し、裁判長は、被告人に形式的に意見陳述を求めたのみで結審し、直ちに原判決書を朗読して有罪判決を宣告したから、原審の同期日の訴訟手続には判決に影響を及ぼすことの明らかな法令違反がある、というのである。

そこで、記録を調査し、当審における事実調べの結果を加えて検討すると、被告人は、同七年三月二九日の第二五回公判期日当時、脳内出血の後遺症による失語症のため訴訟能力について重大な疑問があり、少なくとも有罪判決を宣告するためにはいんあ者と同様に専門家の協力の下に主文及び理由の要旨を告知する必要があるのに、原審裁判長は、公訴事実を全面的に争ってきた被告人に対し原判決書（全文二三頁、理由の主要部分一八頁）を通常どおり朗読して判決を宣告したにとどまるから、その判決宣告手続きには判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続きの法令違反がある、というべきである。

すなわち、関係証拠によれば、原審の審理経過などにつき、次の事実が認められる。（１）被告人は、〇〇市議会議員であるが、平成　年　月　日恐喝被告事

件で起訴された。控訴事実の要旨は、・・・・・・中略・・・・、というものである。（２）被告人は、公訴事実を全面的に争い、・・・・中略・・・と述べたにすぎない、捜査段階で一部犯行を認めた上申書は、任意性及び信用性もないなどと供述した。原審は、同意書証及び証拠物の取調のほか、丙野、・・・・・・中略・・・など多数の証人尋問をし、多数回にわたり被告人質問をした。そして、同五年七月二日第二一回公判期日に検察官の論告、同年九月一〇日第二二回公判期日に原審弁護人の弁論及び被告人の最終意見陳述がなされ、裁判長は判決宣告期日として同年一一月五日を指定した。（３）被告人は、同五年一一月三日に脳内出血を起こし、同月一二日脳血腫除去手術を受けたものの、右不全片麻痺と重度の言語障害が残存し、薬物、理学、作業、言語療法などを受け、同六年五月二日退院したが、後遺症が残った。（４）原審は、同五年一一月四日に同六年三月四日を指定し、原審弁護人から二回にわたり被告人の入院などを理由に期日変更申請がなされ、原審は、当初同年五月一三日に、次いで同月二七日に変更し、同日に第二三回公判期日を開廷したが、被告人は出頭しなかった。原審検察官は、同年七月一八日被告人に面接したり、被告人の主治医から事情を聴取し、翌一九日「現状では訴訟能力を喪失した状態が、極めて高いと認められた」との報告書を原審に提出した。原審は、同月二七日第二四回公判期日に訴訟能力の関係で検察官の被告人に対する質問を認めたが、被告人は、うなずいたり、首を横に振るなどしたにとどまった。原審は、同年八月一〇日「被告人の現在の訴訟能力と今後の見通し」につき鑑定することにし、鑑定人に濱中淑彦（以下「濱中」という）を指定し、受命裁判官は、同月二二日鑑定人尋問をし、右鑑定事項を指示した。（５）濱中は、同六年九月九日から約三か月にわたり被告人を診察するなどして鑑定書を提出し、同七年二月二二日公判期日外で証人として証言した。濱中の鑑定書及び証言によると、被告人は、同五年一〇月終わりまでは訴訟能力に問題はなかったが、同年一一月三日脳内出血で倒れた後、脳実質の破壊病変が残存し、重度の右片麻痺、右体性感覚鈍麻が認められ、歩行困難なため車椅子の使用を余儀なくされ、右上肢は使用できなくなり、視力障害（同六年一一月当時の視力は右眼〇・一五、左眼〇・〇二、眼鏡を使用しても殆ど改善しない）が残り、聴覚障害は特に認められないが、発語量は少なく、極めて小声となるなどの身体機能の障害が残り、知能指数も検査成績上六〇ないし七〇程度に低下した。標準失語症検査結果では、言語理解、言語表出、計算等の障害は失語症の中等度で、書字の障害は重篤であり、四こま漫画の発話では錯語と保続がある、文の聴覚的理解も不完全で「歯ブラシと鉛筆を持ってください」との理解ができる程度で、七つの文よりなる「土佐の漁師の三郎」という短い物語の記憶にも誤りがみられる。失読、失算及び重篤な失書があり、新しい記憶を獲得する学習能力、思考推理などの知能、意欲、注意、精神活動テンポ、精神作業持続性などに若干の障害

（非特異的脳器質性精神症状群）がある。発症前に習得した記憶には粗大な障害はなく、本件の関係者、事件内容や裁判につきかなりの知識を保持している。結論として、訴訟能力が完全に失われた状態ではなく、言語的伝達手段の障害を受け部分的に制約されている、法廷で判決の宣告を受けても即座に理解することは困難であり、精神医学と神経心理学の領域で適切な知識と経験のある専門家の助言ないし介入によって適切な伝達方法を用いるものであれば、判決内容を理解する能力は完全とまではいかなくてもかなり良好なものになる可能性が高い、とした。（６）原審は、同七年三月七日弁論を再開し、同月二九日に第二五回公判期日を開き、濱中の鑑定書及び証人尋問調書、原審弁護人申請の被告人の視力の診断書二通を取り調べたが、弁護人の訴訟能力についての鑑定申請を却下した。弁護人は、被告人は訴訟能力を著しく制限され、判決内容を理解し、控訴するか判断し、弁護人と理性的に協議できる能力を欠いている、有罪の判決を形式的に言い渡すことは違法であるとの意見を述べた。原審は、本件に関する検察官、弁護人の意見を聴き、次いで被告人の最終陳述を求めたが、被告人は無言で手を横に何回か振るだけであったため、裁判長は、付き添ってきた被告人の妻を入廷させ、最後に言いたいことがあるか、現在も無罪という気持ちに変わりはないかとの問いを妻に説明させ、被告人の答えを求めたが、妻の話では被告人の仕種では何か言いたいことがあるようだが、何を言っているか分からないとのことであった。裁判長は、直ちに判決の争点に対する判断部分の写しを弁護人に交付した上で、判決書を通常どおり朗読する方法で有罪判決を宣告した。宣告された内容は、原判決書のとおりであるが、主文は「被告人を懲役二年に処する。この裁判確定の日から四年間刑の執行を猶予する。・・・後略」というものである。（犯罪事実）の項には、「略」という長い文がある。（争点に対する判断）の項では、被告人の供述の信用性に触れた部分において、「・・・・略・・・」という、多数の事項を組み合わせた長い文もある。（量刑の理由）の項では、「・・・略」・・・金を受け取っていないとの被告人の原審の供述とも異なる説示をした。原審弁護人は、同七年四月一〇日に控訴を申し立てた。（７）当審は、被告人を診察している医師の診断書、弁護人の報告書等を取調べ、被告人の妻の証人尋問をし、被告人の訴訟能力について改めて鑑定することにし、鑑定人波多野和夫の鑑定書を取り調べた。同鑑定書の所見は、基本的には濱中の鑑定書と同一であるが、被告人は、原審の鑑定後も不整脈、心肥大などの循環器系の疾患の投薬治療を受け、同八年二月二六日から一か月間眼科に入院し左眼の手術を受けたが、視力は改善せず（同年一〇月三一日当時右眼〇・一五、左眼〇・〇三）、同年六月から約１か月間泌尿器科疾患により入院して手術を受けた。意識は清明で意識障害はなく、知能テストの動作性指数は五六であるが、視力障害、右手麻痺等の問題を考慮すると脳損傷による障害は軽度でさして重篤ではなく、中等度の非流暢

性失語症である。発語は短く、一語又は一文節が多く、最長でも二文節であり、発声に障害があり、音量的に小声で、構音の障害があり、軽度であるが反響言語の傾向がある。聴覚的了解能力にも障害がみられ、単語一個（例えば「黒」）であれば約八割は理解可能であるが、無関連の単語二個を組み合わせた言葉（同「黒い丸」）であれば約三割、無関連の単語三個を組み合わせた言葉（同「大きな黒い丸」）であれば同時把持は不可能で、ラジオの天気予報を聞き取る検査でも同様で、「雨」は理解できるが、「雨後曇り」は理解困難で、「明日は雨後曇り」では理解できなくなる。視力が乏しく字を読むことも困難で、書字により事故の意思を表現することは不可能である、などの所見であった。以上の諸事実が認められる。

なお、所論は、濱中の鑑定書及び証言を種々論難するが、いずれも賛同することはできず、濱中の所見に疑問はない。すなわち、・・・略。その他所論を子細に検討しても、前記鑑定書及び証言に疑問はない。

前記鑑定事実を前提に検討するに、本件は、関係者も多い欺罔的方法による恐喝という複雑な恐喝事案であるが、被告人は公訴事実を全面的に争っており、争点も被告人とAとの共謀の成否、両名の役割分担、喝取した現金の配分など多岐にわたり、証拠関係でもAの証言の信用性、被告人の捜査段階の一部自白の任意性や信用性に争いがある。そして、本件事案の内容、被告人の原審での応訴態度に照らすと、被告人が原判決の主文及び理由を理解したとすれば、自らの意思で控訴することが予想されるところ、その際には原判決の犯罪事実、争点に対する判断、量刑の理由を検討し、原判決の認定への反論、排斥された主張に対する補充立証、原審で主張しなかった点の追加主張を弁護人と協議しながら、控訴趣意書の作成、事実取調べ請求をすることになると思われる。ところが、被告人の失語症の程度は前記のとおりであり、原判決をその場で聞いてこれを理解することは著しく困難であり、後日原判決書を読んで検討し、前記各店に触れた控訴趣意書を自ら作成して控訴審に提出することも著しく困難であるし、弁護人あるいは被告人の家族から原判決書の説明を受けながら、弁護人と右各点を協議し、弁護人の控訴趣意書作成に協力することに多大な支障があり、控訴審において面前でなされる審理を理解することも、被告人質問で応答することも著しく困難である。そうすると、被告人の原審及び上訴審を通じた訴訟能力には重大な疑問があるといわざるをえない。

ところで、被告人は、控訴及び控訴趣意書作成の前提となる原判決の理解については、法廷で判決書を朗読されてもその場で判決の大意さえ理解することは著しく困難であるが、精神医学と神経心理学の領域で適切な知識と経験のある専門家の協力の下に主文及び理由の要旨を理解させる措置を取れば、ある程度理解できる能力があったのであるから、証拠調べ、論告及び弁論、最終意見陳述を終え、

有罪の心証を固めた第一審裁判所とすれば、その段階で第一審として可能な訴訟手続きをするため、被告人に対し、有罪判決を宣告し、上訴権の告知をすることができなかったとまではいえない。しかしながら、その場合には、被告人は右の能力に照らし刑訴法一七六条の「耳の聞こえない者又は口のきけない者」に該当するというべきであるから、その能力に応じて精神医学と神経心理学の領域で適切な知識と経験のある専門家を通訳人として選任し、その専門家の協力を得て、判決宣告、上訴権の告知を含む訴訟手続きを進めるべきである。しかるに、原審は、原判決を宣告するにあたり右のような専門家の協力を得なかったばかりか、濱中の鑑定書及び証言を参考に適切な伝達方法、例えば、原判決書の主文及び理由を予め短い文で記載し、裁判長がこれを朗読するとか、裁判長が原判決書をかみ砕いて説明するなどの方法により、原判決の趣旨を理解させるべき措置を取っていない。なお、原審は、原判決書の（争点に対する判断）部分の写しを参考に原審弁護人に交付しているが、弁護人に対する参考資料として交付したものであり、弁護人を介して被告人に交付しその理解力を高める一助としたものではないから、理解させるべき措置をしたことにはならない。また、被告人は、判決宣告後に裁判長から「分かりましたか。」と尋ねられてうなずいたとしても、波多野和夫の鑑定書によれば被告人には反響言語の傾向（例えば、「いいですか」との問いに対し「いいです」と答える傾向）もみられるから、前記のような判決書を聞いただけで理解したとは認められない。これらによれば、原審の判決宣告方法や、右法条に違反することは明らかである上、濱中の鑑定書及び証言並びに原審の検察官及び弁護人の各意見を何らの合理的理由もないのに排斥したもので、当時の関係証拠に照らし是認する余地はなく、当審における事実調べの結果を併せて検討すればその誤りは顕著である。そして、弁護人及び被告人の妻は、被告人の症状から原判決書を到底理解できないと考えて被告人に原判決の内容を説明していないし、医学や心理学の専門家ではないこれらの者から説明することは著しく困難であり、波多野和夫鑑定人の質問に対する反応では、被告人は、有罪判決が宣告されて事件が控訴審に係属していることは理解しているようにもみえるが、原判決の主文を正確に理解しているとはいえないし（殊に執行猶予期間の始期、訴訟費用の負担）、理由についてはその内容の骨子も理解しているとは認められないから、原審の右訴訟手続の瑕疵がその後治癒されたとも認められない。また、原審弁護人は原審の判決宣告手続きの違法も控訴理由としているのであるから、原審弁護人が適法に控訴したからといって、右瑕疵が治癒されるものではない。そうすると、原判決の判決宣告手続きには重大な違法があり、その違法は判決に影響を及ぼすことが明らかである。

・・・中略・・・

以上によれば、原判決の訴訟手続中、少なくともいんあ者と同様に専門家の協

力の下に判決を理解させるべき措置をしないで原判決を宣告した点には判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続きの法令違反がある。そうすると、この点に関する論旨は理由があるから、弁護人の事実誤認を含むその余の控訴趣意に触れるまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、当審における事実調べによる資料も併せ考慮し、上訴審における審理もありうることを視野に入れて訴訟能力の存否を検討し、公判手続きの停止を含めその訴訟手続全般の運営を再検討させる必要がある。

よって、刑訴法３９７条１項、３７９条により原判決を破棄し、同法４００条本文により本件を原裁判所である名古屋地方裁判所に差し戻すこととし、主文のとおり判決する。

平成九年二月一〇日

名古屋高等裁判所刑事第一部

裁判長裁判官　土　川　孝　二

裁判官　柴　田　秀　樹

裁判官　河　村　潤　治